

福島空港就航先旅行エージェント等招請事業

公募型企画プロポーザル実施要領

1 事業の目的

福島空港の国内定期路線就航先である大阪（伊丹空港）又は同路線を利用した乗継先地域において、福島県への旅行商品造成を検討する旅行エージェント等を本県に招請し、本県ならではの観光素材や東日本大震災及び原発事故からの復興状況を実際に視察いただくことにより、福島空港を活用した旅行商品の造成を促進し、本県に対する風評払拭を図る。また、本県への観光誘客の拡大を図ることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 委託業務名

福島空港就航先旅行エージェント等招請事業

(2) 委託業務内容

別添「仕様書（案）」のとおり

(3) 委託予定期間

契約締結の日から令和8年3月23日まで

(4) 委託契約上限額

金2,662,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

この上限額以下での金額で委託業務を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。また、見積書作成にあたっての消費税率は、適切なものを使用すること。

3 想定スケジュール

日 時	内 容
令和7年11月17日（月）	公募開始
令和7年11月24日（月）17時まで	質問書提出期限
令和7年11月26日（水）	質問書回答（Web サイト上）
令和7年12月1日（月）17時まで	参加申込書の提出期限
令和7年12月4日（木）17時必着	企画提案書等の提出期限
令和7年12月 上旬 予定	審査結果通知
令和7年12月 上旬 予定	契約締結

4 公募型企画プロポーザルへの参加資格について

本公募型企画プロポーザルに参加する者は、次に掲げる参加者の資格要件全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（企画提案書を提出する者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 旅行業法第 3 条の登録を受けた事業者であること。

5 募集要領の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県観光交流局空港交流課の Web サイトからダウンロードし入手すること。

なお、空港交流課窓口や郵送等による紙での配付は行わない。

6 質問書の受付及び回答

(1) 質問書の受付

ア 提出期限

3に定めるとおり

イ 提出方法

質問書（様式第 1 号）により、電子メールにより提出すること。

なお、事務手続きに係る簡易なものを除き、書面以外による質問は受付けないものとする。

(2) 質問回答の方法

競争上の地位、その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、3で定める期限までに福島県空港交流課の Web サイト上に掲載する。

7 参加申込書の提出等について

公募型企画プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

なお、この提出がない者からの企画提案書は、受付けないものとする。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第 2 号）

イ 会社の概要や実施業務分野、旅行業の許可番号等が記載されたパンフレット等（任意様式）

(2) 提出期限

3に定めるとおり

(3) 提出部数

1 部

(4) 提出方法

電子メールとする

8 企画提案書の提出方法等

公募型企画プロポーザルに参加する意思のある者は、7による参加申込をしたうえで、以下により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式、記載内容については9のとおり）

日本産業規格A列4番、両面印刷（長辺綴じ、カラー可）、20ページ以内（表紙を除く）

イ 参考見積書（任意様式）

実施業務の各項目に対応した内訳を記載すること。

ウ 同種類似業務一覧（様式第3号）

(2) 提出期限

3に定めるとおり

(3) 提出部数

7部

(4) 提出方法

持参又は郵送とする（3に定める期限必着とする）。

なお、8(1)にさだめる提出書類については、電子メールによる提出は受付けられないものとする。

9 企画提案書類の記載内容について

原則として、事業者の特長を生かした自由提案とするが、仕様書の内容及び下記の内容を盛り込み、事業費内に収まるよう積算し提案すること。

(1) 本事業に対する、事業者の考え方

(2) 関西地区、四国地区、九州・沖縄地区の旅行エージェント（以下、「招請対象者」という。）を対象とした、下記の実施条件を満たす本県視察コースの内容及びその実施方法

ア 招請対象者は、福島空港を活用した旅行商品の造成に意欲がある旅行代理店等の商品企画担当者若しくは責任者又は本県への旅行商品を取扱うカウンター営業の担当者若しくは責任者としてすること。

イ 招請対象者の募集人数は、1社あたり2名までとし、合計15名程度とすること。

ウ 視察の全行程には、福島県空港交流課職員2名程度（以下、「県同行者」という。）を同行させること。

なお、県同行者の人数や詳細については、契約締結後、委託者と受託者との協議により決定するものとする。

エ 視察の実施は、令和8年2月頃に1回以上開催を想定し、2泊3日以上行程とすること。

なお、公募型企画プロポーザル提案者が本事業実施により、より誘客効果が高くなると見込まれる時期・回数がある場合は、その理由を提案書に明記する場合は、この限りではない。また、視察行程の具体的な実施日については契約

締結後、委託者と受託者との協議により決定するものとする。

オ 福島空港は、原則往復利用すること。

なお、やむを得ない事由がある場合は片道利用を可とするが、その場合は理由を明記すること。

カ 視察地は、福島県内における観光地、宿泊施設、商業施設又は体験・学習施設等（以下、「施設等」という。）を基本とするが、福島空港の利用圏域である近隣県（栃木県または茨城県）内の施設等を含めることも可能とする。ただしその場合、近隣県の施設等数は、全体行程のうち福島県内の視察先未満の数とすること。

なお、宿泊は福島県内に1泊以上とし、近隣県での宿泊も可とする。

キ 宿泊先における部屋の定員は1名あたり1室とし、宿泊施設及び部屋タイプ等を自由に提案すること。

ク 行程中の食事（朝食、昼食、夕食）はすべて本事業内において受託者が手配することとし、その費用は委託料から支出すること。

なお、宿における食事内容について明記すること。

ケ 視察実施にあたっては、添乗員を1名同行させること。また、必要に応じ施設等の担当者を現地案内人として配置し、配置する場合はその旨を企画提案書に明記すること。

コ 視察行程内において、必ず、商談会を実施すること。商談会は下記条件を満たすものとする。

(ア) 商談時間 90 分、休憩 10 分の計 100 分以上の時間を確保すること。

(イ) 商談会開催場所は、視察行程における宿泊先の会議室等を活用しても構わないものとする。

(ウ) 招請対象者全員を、商談会に参加させること。

(エ) 商談会には、視察先を含む県内及び近隣県の施設等及び交通事業者を広く参加させるものとする。

サ 全視察行程における移動手段は、ジャンボタクシー又はバスなど、招請対象者、県同行者及び添乗員の全員が同一行動をできるものとし、その仕様を企画提案書に明記すること。

シ 本事業を実施するために必要な、招請対象者の旅費、施設等の入場料、飲食費等は委託料から支出すること。

なお、県同行者の宿泊費用等は含めないものとする。

(3) 視察への招請対象者募集、就航先旅行会社に対する福島空港を活用した旅行商品造成のメリット及び県内観光地等を周知するための情報発信の手法

(4) 視察終了後に実施するアンケートの項目案及びその手法

なお、詳細内容は契約締結後、委託者と受託者との協議により改めて決定するものとする。

(5) 作業工程・スケジュール

(6) 管理運営体制及び進行管理の方法

(7) その他、仕様書（案）で示す内容

- (8) その他、仕様書（案）及び実施要領記載以外の、事業者の特長を生かした旅行者（誘客）拡大のための内容及びその手法 （自由提案）

1 0 提案書の無効事項

次の各号いずれかに該当する場合、参加申込書及び企画提案書（以下、「提案書等」という。）は無効とし、判明以後、本事業に係る以降の公募型企画プロポーザル手続きには参加できないものとする。

- (1) 提出者が、上記 4 に定める参加資格を満たしていない場合
- (2) 同一の者が 2 つ以上の提案書等を提出した場合
- (3) 提案書等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

なお、提出期限の日までに提案書等が到着しなかったことを理由に無効とした場合、書留等による配達・送信の記録を有さない者からの異議は受付けないものとする

- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 委託契約上限額の範囲内に収まっていない場合、提案書等記載項目が、募集要領若しくは仕様書（案）により提示した業務内容と大きくかけ離れている場合、又は提案内容に対し、見積り内容が不適切若しくは不十分と認められる場合

1 1 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書等は、返却しない
- (2) 提案書等作成及び提出に要する費用は、本公募型企画プロポーザル参加者の負担とする
- (3) 提出された提案書等は、審査及びその説明を目的として、提案書等の写しを作成し又は使用することができるものとする
- (4) 提出された提案書等は、福島県情報公開条例（平成 12 年条例第 5 号）に基づく情報公開請求の対象となる
- (5) 提案書等を提出した後、公募型企画プロポーザル参加者都合により辞退する場合には、提案者の商号又は名称、所在地、代表者及び日付を記載した「辞退届（任意様式）」を提出するものとする

なお、「辞退届」提出後の、辞退の撤回は認めない。

1 2 業務委託者の選定方式

(1) 公募型企画プロポーザル方式

提出された企画提案書は、別途設置する「公募型企画プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」が審査を行うものとする。

各参加者からの企画提案書等提出書類を書類審査により総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定するものとする。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	評価の観点	配点
業務遂行能力等		30点
業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。また、不測の事態が生じたときにも臨機に対応できる体制が確保されているか。	10点
スケジュール	業務を円滑かつ効率的に実施できるスケジュールであるか。	5点
業務実績	本業務と類似業務の受注実績があるか。また、旅行客獲得（拡大）に関し、特筆すべき業務成果はあるか。	15点
企画提案内容		70点
業務理解	本事業の目的や業務内容を理解しているか。	10点
企画性① （招請対象者の選定）	招請者として想定する旅行代理店は、福島空港を利用する旅行商品造成を期待できる理由が明確であるか。	15点
企画性② （行程案）	視察コースの内容には、本県の観光地や観光コンテンツの魅力が具体的に盛り込まれ、福島空港を活用する旅行商品の造成につながるものが、期待できるものとなっているか。	20点
企画性③ （宿泊施設等）	移動手段、宿泊施設（施設・飲食内容・部屋タイプ等）商談会等会場の選定は適当か。	5点
独創性	その他仕様書に記載されていない、業務効果を高めるために活用可能な提案はあるか。	10点
業務経費	業務経費は適切であるか。また、参考見積書は、募集要領、仕様書及び企画提案書の内容と整合性があるか。	10点
合 計		100点

(3) 評価方法

ア 書面により審査を行う（プレゼンテーションは、行わない）。

イ 審査項目ごとに評価点を付すこととし、評価基準は以下のとおりとする。

評価点				評価
20点満点	15点満点	10点満点	5点満点	
20～17	15～13	10～9	5	優れている
16～13	12～10	8～7	4	やや優れている
12～9	9～7	6～5	3	普通
8～5	6～4	4～3	2	やや劣る
4～1	3～1	2～1	1	劣る

ウ 評価点の算出式

評価する審査委員の評価点の合計点数とする。

(4) 業務委託予定者

ア 審査委員会において、審査委員ごとに企画提案書の評価及び採点を行い、評価点平均が60点以上で、評価点が最も高い者を業務委託予定者とする。

その際、同評価点の企画提案者が複数あった場合は、低価格者を業務委託予定者とする。

イ 企画提案者が1者のみであるときは、評価点平均が60点以上となった場合に、当該企画提案者を業務委託予定者とする。

1.3 審査結果の通知

(1) 期日

3で定めるとおり

(2) 発表方法

企画提案書を提出した参加者に対して、書面にて通知する。また、審査結果を空港交流課のWebサイトに掲載し、業務委託予定者を公表する。

選定されなかった者は、選定されなかった理由をその通知の日の翌日から起算して14日以内に審査結果開示請求書（任意様式）により求めることができる。

また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知する。

なお、開示の内容は「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名とそれぞれの審査時の総得点及び各審査委員の順位の平均」とする。

1.4 契約手続き

(1) 仕様協議

業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は、業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は委託契約金額の上限額を超えないものとする。

(3) 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、福島県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。業務委託予定者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、委託者の契約事務担当課宛てに電子メールにより提出すること。

（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

電子契約サービスのページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>

(4) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議を行う。

1 5 その他

- (1) 受託者は、県で実施する他の関連事業との相乗的な効果発現が必要な場合は、都度協議・調整等に応じるものとする。
- (2) 本事業の実施に必要な資材は、可能な限り県内企業から調達すること。
- (3) 企画提案のあった規模を下回ることとはできないため、実現可能な提案とすること。仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することは可能であるが、その内容によっては委託料の減額となることがある。
- (4) 委託業務の内容の詳細は、企画提案書の内容を基本として、受託者との協議により決定するものとする。

1 6 問合せ先

福島県 観光交流局 空港交流課 担当：副主査 秋葉（あきは）

郵便番号 960-8670 福島市杉妻町 2 番 16 号（西庁舎 11 階）

電話 024-521-7127 FAX024-521-7913

電子メールアドレス fkskuko@pref.fukushima.lg.jp

質 問 書

令和 年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

「福島空港就航先旅行エージェント等招請事業」公募型企画プロポーザルについて、
次の項目について質問します。

質問事項	質問内容

本件責任者及び担当者

責任者名：

担当者名：

連 絡 先：

送付先

福島県 観光交流局 空港交流課 担当：副主査 秋葉（あきは）

電子メールアドレス fkskuko@pref.fukushima.lg.jp

※送付時、添書不要です。

参加申込書

令和 年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

「福島空港就航先旅行エージェント等招請事業」公募型企画プロポーザルについて、参加を申し込みます。

なお、募集要領に示す参加資格の全てを満たし、下記事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しません。
- 2 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者ではありません。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）ではありません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではありません。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- 5 福島県の県税を滞納していません。
- 6 消費税または地方消費税を滞納していません。

本件責任者及び担当者

責任者名：
担当者名：
連絡先：

送付先

福島県 観光交流局 空港交流課 担当：副主査 秋葉（あきは）

電子メールアドレス fkskuko@pref.fukushima.lg.jp

※送付時、添書不要です。

同 種 類 似 業 務 一 覧

令和 年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

「福島空港就航先旅行エージェント等招請事業」に係る同種類似業務については、
下記のとおりです。

記

1	受注年度	
	発注者	
	契約金額[千円]	
	契約名	
	業務内容	
2	受注年度	
	発注者	
	契約金額[千円]	
	契約名	
	業務内容	
3	受注年度	
	発注者	
	契約金額[千円]	
	契約名	
	業務内容	

※同種類似業務の受注実績がない場合は、「実績なし」と記載してください。

本件責任者及び担当者

責任者名：
担当者名：
連 絡 先：

送付先

福島県 観光交流局 空港交流課 担当：副主査 秋葉（あきは）
電子メールアドレス fkskuko@pref.fukushima.lg.jp
※送付時、添書不要です。